

愛知、昭48不9、昭50. 3. 13

命 令 書

申立人 全愛知金属産業労働組合

被申立人 株式会社 城北工機製作所

主 文

- 1 被申立人株式会社城北工機製作所は、申立外城北工機労働組合の育成を画策し、申立人全愛知金属産業労働組合の城北工機支部の組合員に対し、企業内組合への改組を工作し、脱退を勧奨し、申立外城北工機労働組合の組合員と不当に差別するなどして、申立人全愛知金属産業労働組合の運営に支配介入してはならない。
- 2 被申立人株式会社城北工機製作所は、日本工業規格B判0番大の用紙に明瞭に記載した下記の誓約文を、本命令書交付の日から7日以内に、被申立人株式会社城北工機製作所の中川工場、上飯田工場及び稻沢工場の従業員が見やすい場所へ10日間掲示しなければならない。

記

誓 約 文

株式会社城北工機製作所は、全愛知金属産業労働組合の城北工機支部の運営に支配介入したことを陳謝し、今後かかることのないよう誓約いたします。

昭和 年 月 日

全愛知金属産業労働組合

執行委員長 A1 殿

株式会社 城北工機製作所

3 申立人のその余の申立ては棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

(1) 申立人全愛知金属産業労働組合（以下「組合」という。）は、昭和43年2月10日愛知県下の機械、金属産業に働く労働者によって結成されたいわゆる合同労組であり、本件申立時の組合員は約300人あった。

全愛知金属産業労働組合城北工機支部（以下「支部」という。）は、組合の下部組織として昭和48年2月24日被申立人株式会社城北工機製作所の従業員約100人によって結成され、本件申立時の支部組合員は43人であった。

(2) 被申立人株式会社城北工機製作所（以下「会社」という。）は、昭和22年1月22日設立され、肩書地に本社を置き、稻沢市並びに名古屋市中川区及び北区に各工場を有し、本件申立時の従業員は約170人で、高圧容器、プロパンガス等の製造、販売等を業とする株式会社である。

(3) なお、会社の従業員で構成される労働組合は、支部のほかに昭和48年4月4日結成された城北工機労働組合（以下「城北労組」という。）があり、本件申立時の組合員は約80人であった。

2 支部結成以前の労使関係

(1) 会社では、従前から、非公然で組合に加入していたA 2ら数人の組合員が組合ビラを配布する等の組合活動を行っていた。

(2) A 2らは、昭和47年1月ころから、労働組合結成準備会を組織し、従業員に呼びかける等の活動を展開した。

しかし、この時期においては、労働組合は結成されなかった。

(3) A 2らは、同年3月賃上げ及び生産給制度の廃止を求める要望書を作成し、この要

望に関して同年4月3日会社に対して交渉を申入れたが、当時の工場長はこれを拒否した。

同月8日昼休み同人らは、再度会社に対して前記要望について回答を求めたが、会社は、A2らが中心になって進めた要望については回答できないとの態度であった。

- (4) こうした状況下で昭和48年に入つて従業員間で労働組合結成の気運が盛上り、同年2月24日終業後稻沢工場付近の大里公民館で従業員約100人によって支部が結成され、支部長にC1が、書記長にA2が就任した。

### 3 支部組合員の支部大量脱退以前における状況

- (1) 昭和48年2月26日組合及び支部の役員は、中川本社（申立人は中川区の事業所を本社と称するのでこれを指す。以下同じ。）を訪問し、B2取締役総務部長（以下「総務部長」という。）に対し、支部結成通告書、支部役員通告書及び労働条件等に関する要求書を提出し、同時に団体交渉（以下「団交」という。）の即時開催を要求した。しかし、当日はB1代表取締役（以下「社長」という。）及びB3専務取締役（以下「専務」という。）が不在のため団交は行われず、第1回の団交の開催が約束された。
- (2) 同月28日支部は、会社に対して行った支部結成通告の状況（第1回の団交の期日、場所、時間等も含む。）を掲載した支部報を発行した。
- (3) 同年3月3日C1支部長は、A2書記長ら支部三役に対し、社長は組合を嫌悪して企業内組合以外とは団交に応じないと強い態度であること及び社長からトップ交渉の開催の申入れがあることを話し、この申入れに応じることを提案した。更に、C1支部長は、B4取締役稻沢工場長（以下「工場長」という。）の同席する場でA2書記長らに対し、工場長がトップ交渉の開催を準備したので工場長の立場をも考慮してトップ交渉に応じるよう強調した。これに対してA2書記長らは、まず団交を行うべきであるとの見地からC1支部長の提案に反対の意見を表明したが、結局、C1支部長は、社長とのトップ交渉の場に出かけていった。
- (4) 同日のトップ交渉の席上、C1支部長が社長に対していかなる形態の労働組合を希望するかと質問したところ、社長は、企業内組合である旨回答した。更に、C1支部

長が社長に対して仮に企業内組合になれば5条件を受諾する用意があるかと質問したところ、社長は、受諾する用意がある旨回答した。

その5条件とは、①大幅に賃上げすること、②日給月給制にすること、③実働7時間制にすること、④住宅手当を一人5,000円支給すること及び⑤残業時間を規制することであった。

なお、城北労組は、同年5月17日付の城北労組報にトップ交渉での両者の会話（前記と同旨）を掲載し、発行した。そして、会社側は、後日同報を入手し、掲載内容を了知していた。

(5) トップ交渉に引き続き会社と支部は、労働条件及び便宜供与について第1回の団交を開催した。その際、A2書記長は、団交の場に赴いたが、入室を拒否された。

(6) 同年3月12日ころC1支部長は、支部三役に対し、会社は、組合を認めず、企業内組合にすれば5条件を容認する態度であることを話し、組合から脱退することを提案した。しかし、C1支部長を除く支部三役は、支部全組合員が団結すれば支部としても活動できるとの見解で、これに反対した。

(7) 同月24日工場長は、稻沢工場現場事務所の通用門横においてC2（当時支部会計担当）に対し、C1支部長と協力して支部を企業内組合へ改組するように要請した。

また、これより以前C2は、C1支部長から同旨の依頼を3回程受けたことがあった。

(8) 同月26日午前の勤務時間中、C1支部長は、稻沢工場外にある支部の事務所において急きよ支部役員会を開催し、その席上、企業内組合にすれば会社は5条件を受諾することを約束している旨力説した。そのため、支部役員会の出席者及び稻沢工場の支部組合員は、5条件の存在を確認するため中川本社に赴いた。

(9) 同日午後4時ころ工場長、総務部長、C1支部長及びC2が集合した稻沢工場付近の喫茶店「アコ」で、工場長は、C2に対し、C1支部長が本日支部組合員に脱退を表明する旨話し、一緒に脱退して別の労働組合の結成に協力するように依頼した。

同じころ中川本社において、B5取締役経理部長（以下「経理部長」という。）は、

中川工場現場事務所勤務の従業員一人に対して、稻沢で行われる城北労組の結成大会に出席するように命令した。また、専務も、中川工場現場事務所勤務の女子職員に対して同旨の発言をした。

- (10) 同日終業時ころC 1支部長は、稻沢工場の食堂に集合した支部組合員に対して、支部を脱退したこと、支部長を辞任すること、別の労働組合を結成すること等を表明し、その場を退席した。

C 1支部長が退席した後、組合のA 3書記長が分裂騒動の経過について支部組合員に説明している際、名古屋市北区の上飯田工場のC 3主任は、同工場の支部組合員10人の脱退届を一括して支部へ提出した。

同じころ、城北労組の結成大会が稻沢工場技術事務所で準備されており、そこには、本社の総務、経理及び営業関係の支部未加入者の多数が、勤務時間をかけて出席していた。

- (11) 同日午後の以上のような状況下で、支部組合員の多数が支部を脱退した。

#### 4 支部組合員の支部大量脱退後から城北労組結成までの状況

- (1) 昭和48年3月26日午後7時30分ころ、工場長、総務部長、支部を脱退したC 1支部長（以下脱退後のC 1支部長を「C 1前支部長」という。）、C 2らは、会社の在籍者一覧表に城北労組へ加入させる者には○印、加入させるのに検討を要する者には△印、加入させない者又は加入見込みのない者には×印を記入し、城北労組へ加入させる者を選した。
- (2) 同月27日工場長は、勤務時間中のC 2に対して仕事を打切って支部からの脱退工作と城北労組への加入工作をするように指示した。
- (3) 同月28日工場長は、城北労組結成準備委員長のC 4（支部の副支部長であったが、支部脱退後城北労組副委員長に就任した。以下「C 4」という。）らと一緒に城北労組の規約の作成に参加した。
- (4) 同月29日A 4支部組合員（後に支部の支部長に就任した。以下「A 4支部長」という。）が、勤務時間中に城北労組の組合員を募集していたC 4に対して抗議したとこ

る、C 4は、工場長の許可を得ていると反論し、一日中募集していた。

(5) 同年4月2日ころ上飯田工場のC 3主任は、中川工場の従業員に対して、組合は共産党であり、組合に加入していると、息子や娘の就職に困ることになるし、給料では差別出来ないが時間短縮や手当で差別される旨発言した。

(6) なお、約110人存在した支部組合員は、同年3月26日の大量脱退を契機とした脱退により、30人を割る状態になった。しかし、その後、支部脱退者の一部が再び支部に復帰したため、同月末の支部組合員は約65人になった。

## 5 確認書の調印における会社の態度

昭和48年4月12日支部は、支部結成以来の団交内容を整理するため、会社と確認書を取交すことを約束した。しかしながら、同月18日の団交においては、総務部長が内容の上ではほぼ確認できるとしながら専務が出席していないのを理由に調印を拒否し、同月20日の団交においては、専務が役員会議に説いていないことを理由に調印を拒否したため、結局、確認書の取交しはできなかった。

一方城北労組との団交においては、会社は、その都度総務部長限りで団交内容を整理し、確認書に調印していた。

## 6 労働協約の締結と声明文の掲示

(1) 昭和48年4月13日城北労組が団交で労働協約の締結を提案し、会社もこれに応じて、労使双方の出席による労働協約作成のための小委員会が結成された。そして、ここで労働協約原案の協議検討が同月14日から同月19日まで連日行われ、同月20日労働協約が締結された。

なお、労働協約の検討が会社と城北労組との間で進行していることを察知した支部は、会社に対して労働協約の内容について質問したが、会社が明らかにしなかつたため、結局、同協約の内容については同年5月30日まで知ることはできなかった。

(2) 同年4月21日会社は、中川工場及び稻沢工場に異例の声明文を掲示した。

その声明文の趣旨は次のとおりであった。

① 会社と城北労組との間に労働協約が締結されたこと。

② 城北労組の組合員は労働協約を、その他の者は就業規則を遵守すること。

③ 社内秩序を乱さぬこと。

この声明文掲示後、中立者及び支部組合員の多数は、城北労組に加入した。

(3) 会社は、同年5月31日の給料支給日（給料計算の締切日は20日である。）に支部組合員に対し、労働協約を適用した城北労組の組合員より1万円以上低額の給料を支給した。

## 7 城北労組結成後における会社役員の行為

(1) 昭和48年4月20日始業前工場長は、支部旗の問題で抗議にきたA4支部長に対して城北労組に加入すれば昇進できること等を発言した。

(2) 同年5月16日午後6時ころ総務部長は、A4支部長を会社から離れた名鉄木田駅付近のすし屋に招き、城北労組に加入することを勧誘し、更に、加入のための条件は何かと質問した。これに対してA4支部長が、城北労組のC1執行委員長（C1前支部長）及び奥書記長を三役から解任することである旨回答したところ、総務部長は考慮する旨回答した。

## 第2 判断及び法律上の根拠

### 1 支部組合員の支部大量脱退以前の会社の態度

(1) 会社は、第1、3、(1)の事実について、昭和48年2月26日に支部から支部結成通告書、要求書等の提出があったことは認めるが、何ら団交の開催申入れはなかったと主張する。

しかし、第1、3、(2)で認定したとおり、支部が団交の期日等を掲載した支部報を発行していること及び支部が要求書を提出しながら団交の開催を申入れなかつたとは考えられないことから、支部は団交の開催を申入れたとみるのが自然である。

(2) 会社は、第1、3、(3)及び(4)の事実について、トップ交渉は会社が積極的に準備したものではなく、また、トップ交渉の席上、社長とC1支部長との間ではこれといった内容の論議はされず、C1支部長が支部との団交の開催を社長に要求しただけであり、5条件の提案がトップ交渉でなされた事実は全く存在しないと主張し、更に、昭

和48年3月26日に支部組合員が中川本社へ5条件の確約書の存否について問い合わせた際に、社長が5条件の不存在を明言していることからも明らかであると主張する。

しかし、トップ交渉の準備については、第1、3、(3)で認定したとおり、C1支部長が工場長の同席する場で発言していること及び工場長がこの発言に対し何ら訂正をしていないことから、会社の主張は措信し難い。

また、トップ交渉の内容については、第1、3、(4)で認定したとおり、城北労組報がトップ交渉の内容を報じていること、会社が、それを入手しているにもかかわらず、内容について何ら抗議した事実もないこと及びトップ交渉であるのに何ら実のある論議もせず、単にC1支部長が団交の開催を要求したのみであったとは到底考えられないことからすれば、会社の主張は措信し難い。

(3) 組合は、第1、3、(5)の事実について、会社は、従来から組合活動を行い、かつ、支部結成の中心であったA2書記長を団交に参加させることを拒否し、更に、社長は、その団交において支部に対する支配介入の意図を明らかにしたと主張する。

たしかに、第1、2、(1)及び(2)で認定したとおりA2書記長が積極的に組合活動を行っていたことから、会社は、A2書記長が労働組合に加入していたと推認するに難くない状況にあったこと及び第1、2、(3)で認定した会社の態度から、会社が、A2書記長を嫌悪して団交への出席を拒否したことは認められるが、団交席上での会社の態度について組合の具体的な疎明もなく、会社の支配介入行為があったとする組合の主張は措信し難い。

(4) 会社は、第1、3、(9)の事実について、総務部長は当日喫茶店「アコ」に行ったことをすらないと主張するが、組合のこの点に関する具体的な立証に対する会社の単に否認するのみの態度に徴すれば、組合の主張及び立証によってその事実を認定することができる。

(5) 会社は、第1、3、(10)の事実について、C3主任が上飯田工場の支部組合員の脱退届を一括して提出した行為は、同人の組合員としての意思によるものであり、会社の

指示によるものではなく、また、城北労組結成大会への従業員の終業前からの参加について、中川本社の従業員が終業前に職制の制止を振切って結成大会に参加したものであり、この行為に対しては賃金カットしているし、今後かかる行為をすれば就業規則の懲戒処分条項を適用するとの警告を与えているのであると主張する。

しかし、第1、3、(7)で認定したとおり工場長がC2に企業内組合への改組を要請していること、第1、3、(9)で認定したとおり専務及び経理部長が従業員に城北労組の結成大会への参加を指示していること並びに審査の全過程にあらわれた事実を総合すれば、C3主任の行為が単なる組合員としての意思によるものとは認められない。むしろ逆に、会社が、支部分裂を画策し、上飯田工場の下級職制を通じて支部分裂工作に加担したと認めるのが相当である。

また、上記で判断したとおり会社は支部分裂を画策していたものと認めるのが相当であり、従業員が終業前に職制の制止を振切って城北労組の結成大会に参加したとの主張は、余りにも不自然である。

(6) 会社は、支部が分裂したのは支部内部の現象であり、C1支部長の行為については何ら関知していないと主張する。

しかし、支部を企業内組合へ改組しようとするC1支部長の再三の発言は、トップ交渉での社長の意図を少なくともそんたくして行われたものであるとみるべきである。そして、第1、3、(7)で認定したC1支部長のC2に対する企業内組合への改組依頼は、同認定の工場長の改組依頼に対応するものであり、C1支部長が工場長と意を通じて会社の意を体して行ったものと認められる。

また、C1支部長の行為は、会社の支部に対する行為と相まって、支部組合員の支部大量脱退の直接の誘因になっており、仮にC1支部長の巧みな誘導によって支部組合員の多数が支部から脱退したとしても、根本的には会社の反組合的介入行為が原因になっているものと認めるのが相当である。

## 2 支部組合員の支部大量脱退後から城北労組結成までの会社の態度

(1) 会社は、第1、4、(1)の事実について、会社役員がC1前支部長らと密会し、支部

分裂工作に関与したという事実は全く存在しないと主張し、当日の総務部長の行動について、総務部長は、従前から工場に稻沢工場各所の修理を依頼されていたため同工場に赴き、工場長と現場事務所に立寄ったところC 1前支部長が仕事をしていたので速やかに帰宅するよう注意し、そのときC 2が入室してきたが工場長と共にそのまま帰宅したのであると主張する。

しかし、第1、3で認定した社長、工場長及び総務部長の行為、前記1、(6)で判断したC 1支部長の会社の意を体した行為、第1、4、(2)で認定した工場長のC 2に対する支部からの脱退工作及び城北労組への加入工作の指示並びに会社役員と一緒に城北労組への加入者の人選をしたC 2の具体的な証言を考え併せれば、会社の主張は措信し難く、第1、4、(1)の事実を認定するのが相当である。

(2) 会社は、第1、4、(3)及び(4)の事実について、工場長が城北労組の規約の作成に参加したことではなく、また、工場長が組合員募集につき許可を与えたことは全くないと主張する。

しかし、A 4支部長がC 4から工場長が城北労組の規約の作成に参加したこと直接受聞いた旨証言していること及びC 4が勤務時間中に組合員を募集していたにもかかわらず会社がこれを黙認していることから、更に、これまで判断した会社の積極的な城北労組結成への関与の状況を考え併せれば、会社の主張は措信し難く、第1、4、(3)及び(4)で認定したとおりであったと認められる。

(3) 会社は、第1、4、(5)の事実について、何ら反論していないが、第2、1、(5)で判断したとおりC 3主任が会社の指示を受けて行動していること及び脱退により支部組合員が大幅に減少して支部組合員が動搖している時期にC 3主任の発言があったことからみて、C 3主任の言動は、会社の意を体して行ったものであり、会社に帰責されるものである。

### 3 城北労組結成後における会社の態度

(1) 会社は、第1、5の事実について、確認する事項の一部に事実と相違する点が存したこと及び役員会での協議が整わなかったことから調印に至らなかつたに過ぎず、更

に、確認する事項については現に履行済のものもあり、何ら支部に不利益を与えてい るものではないと主張する。

しかし、確認する事項が履行済であったか否かはともかくとして、第1、5で認定 したとおり、会社の支部に対する確認書の調印における誠意のない態度、更に、城北 労組との確認書には総務部長がその都度調印している事実及び同一企業内に労働組合 が複数存在することになって支部組合員が動搖している時期であったことから考えれ ば、会社は、支部を嫌悪し、城北労組との差別を意図して確認書の調印を拒否したも のとみるのが相当である。

(2) 会社は、第1、6、(2)の事実について、この声明文は、当時両組合員間の対立が激 化した状態であったので社内秩序を維持するため、たまたま労働協約の発効した日に、 支部組合員にはこの労働協約が適用されないため就業規則により規律すること、城北 労組の組合員は労働協約により規律することを明らかにしたものに過ぎないと主張す る。

しかし、上記(1)で判断したとおり会社が支部との確認書の調印について城北労組と 差別している時期にこの声明文が掲示されていること、第1、6、(1)で認定したとお り支部が労働協約の内容について質問したにもかかわらず、会社は、これを明らかに せず、しかも、その内容について長期間にわたって支部に内密にしていたこと並びに 第1、6、(2)で認定したとおり声明文掲示後中立者及び支部組合員の多数が城北労組 に加入している事実があることを考えれば、この声明文の掲示が単に社内秩序の維持 を目的としてなされたものとは認められず、会社の主張は措信し難い。

(3) 会社は、第1、6、(3)の事実について、賃金について支部組合員も労働協約の内容 と同等の取扱いをするつもりであったが、支部との昭和48年ベース・アップ協定の締 結が5月初旬であり、しかも、労働協約の内容と同等の取扱いをするための賃金に關 する確約が5月下旬に取交されたため、給料日には差のある給料を支給せざるを得な かったのであると主張する。

しかし、会社にその意思があるならば、5月初旬のベース・アップ協定時に労働協

約の内容と同等の取扱いのための措置が可能であり、そのように措置すれば、5月初旬から給料計算の締切日までに相当期間があったはずである。従って、会社の主張は理由がなくむしろ、第1、6、(1)で認定した会社の支部に対して5月30日まで労働協約の内容を明示していない態度を考え併せれば、会社は、支部組合員に対して差別した給料を支給することによって暗に支部組合員の動搖をはかり、城北労組の育成を画策したものとみるのが相当である。

(4) 会社は、第1、7、(1)の事実について、支部が工場内に支部旗を立てようとしたためそれを会社の規則により拒否したに過ぎなく、昇進できる云々と述べたことはないと主張する。

しかし、以上で判断したとおり、これらの発言がなされた時期の会社の支部に対する態度及び工場長の支部に対する一連の行為からして、会社の主張は措信し難い。

(5) 会社は、第1、7、(2)の事実について、総務部長がA 4支部長をすし屋に招待したのは私的なことであり、そこで話合いの内容も一般論として支部と城北労組が一緒になれないものかについてのみであると主張する。

しかし、以上で判断した総務部長の支部に対する一連の行為を考えれば、総務部長の発言の内容は、会社の主張の程度にとどまらず、第1、7、(2)で認定したとおりであったと認められる。

#### 4 結論

以上の次第であるので、会社が、(1)支部に関して、トップ交渉を準備して5条件により支部を企業内組合にするための利益誘導をしたこと、喫茶店「アコ」で会社役員、C 1支部長らを通じて支部分裂の画策をしたこと及び下級職制を通じて上飯田工場の支部組合員の支部脱退に関与したこと、(2)城北労組結成について、城北労組結成大会への従業員の出席に便宜を与えたこと、会社役員を城北労組の規約の作成に参加させたこと、城北労組への加入者の人選をしたこと、就業時間中に城北労組の組合員の募集を許可したこと及び下級職制を通じて支部組合員を差別する旨発言させて城北労組への加入を画策したこと並びに(3)城北労組結成後において、確認書の調印で城北労組と差別したこと、

支部組合員の動搖を意図して声明文を掲示したこと、支部組合員に差別した給料を支給したこと及び会社役員を通じて A 4 支部長に対して利益誘導を暗示するとともに支部脱退工作をしたこと、これら(1)、(2)及び(3)は、いずれも労働組合法第 7 条第 3 号に該当する不当労働行為である。

なお、本件申立てに関する救済は、主文のとおり命令することによりその目的を果し得るから、申立人らのその余の申立ては棄却するのが相当である。  
よって、当委員会は労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

昭和50年3月13日

愛知県地方労働委員会

会長 中 浜 虎 一